

キャッシュレス化推進に伴い、

電子決済・コンビニ決済サービスを導入しました

順次、窓口での現金取り扱いを廃止させていただきます。ご理解とご協力をお願い致します。
(廃止時期は改めてホームページ等で通知させていただきます。)



便利な電子決済サービス

センター窓口にてお渡ししたコンビニ払込票のバーコードをスマートフォンアプリで読み込み、アプリ上で各種申請手数料の電子決済にて支払いが可能です。以下の電子決済サービスがご利用いただけます。



LINE Pay
請求書支払い

au PAY

Rakuten
楽天銀行

ゆうちょPay

※ 各電子決済サービスの利用方法については、[センターホームページ「Q&A」](#)に掲載しています。

お支払いイメージ(PayB)

1. PayB を起動し、払込票の
バーコードをスキャン



2. 支払情報を確認後、
暗証番号を入力



3. 支払完了!



24時間・365日
いつでもどこでも
支払いOK

【電子決済でお支払いが可能となる申請手数料】

- ◆ 建築基準法に係る申請手数料(確認申請、中間検査、完了検査、仮使用認定)
- ◆ 性能評価申請手数料(設計性能評価、建設性能評価)
- ◆ フラット35適合証明に係る手数料(設計検査、中間現場検査、竣工現場検査)
- ◆ その他手数料(長期優良住宅技術的審査、省エネ適判、構造計算適合性判定、住宅性能証明、低炭素建築物技術的審査、BELS評価、住まい給付金、防犯優良マンション認定、性能向上計画認定、性能表示、グリーン住宅ポイント、証明書等発行、書類閲覧事務、副本印刷サービス)

※定期報告業務に係る手数料は引き続き現金での取扱いとなります。

コンビニでの現金による支払いも可能

センター窓口にてお渡ししたコンビニ払込票をコンビニのレジにお持ち込みいただければ、現金でお支払いいただくことができます。

※納付後、必ず受領書をお受け取りください。

[利用可能なコンビニ]



【お問い合わせ】



Aichi Building Housing Center

一般財団法人 愛知県建築住宅センター

確認審査課 052-264-4055 検査課 052-264-4056
評価審査課 052-264-4052 事業管理室 052-228-8115
豊橋事務所 0532-51-5001 岡崎事務所 0564-71-6161
一宮事務所 0586-28-7811 豊田事務所 0565-37-8700